

(財) 日弁連法務研究財団
認証評価評議会 (第7回) 議事録

2007 (平成19) 年7月24日 (火) 午後3時～5時

(財) 日弁連法務研究財団：認証評価評議会（第7回）議事録

- 1 日 時 2007（平成19）年7月24日（火）午後3時～5時
- 2 場 所 弁護士会館17階1701C会議室
- 3 出席者
議 長 本林 徹
評議員 阿部三郎，大谷 實，片山善博，小島邦夫，佐柄木俊郎，新堂幸司，中村
睦男，松尾浩也，吉村徳則（50音順・敬称略）
異議審査委員長 後藤 昭
事務局長 由岐和広
事務局長代行 山本崇晶
事務局次長 石井邦尚，清永敬文
事務局員 青戸理成，皆 真希，持田光則，山本敦子
- 4 議 題
（審議事項）
 - 1）早稲田大学の異議の当否について
 - 2）異議審査手続のあり方について
 - 3）その他
- 5 議 事（別紙）
（注：議事中の個別事案の内容に関わる発言箇所については省略。

【本林議長】 今日、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。第7回の認証評価評議会を開催させていただきます。

今日の議題ですけれども、ご案内のとおり、早稲田大学法科大学院の方から異議が出された、それについて異議審査委員会の方で審査書をお作りいただいた、そういう経過を踏まえまして、最終的にはこの評議会で結論を出すということです。この早稲田大学の異議の当否についてということ、異議審査手続のあり方についてもこの後に若干ご議論いただきたいというふうに考えております。

では、まず報告事項でございますが、評議員の交代につきまして、北城委員に代わりまして評議員に新たにご就任いただきました、経済同友会の副代表幹事・専務理事でいらっしゃる小島邦夫さんが今日はご出席ですので、ちょっとごあいさつをいただきたいと思っております。

【小島評議員】 小島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【本林議長】 今日の議題につきまして、異議審査委員会の委員長であります後藤昭先生がお見えになっておりますが、その前に手続的に法科大学院から評価報告書に対して異議が出た場合に、それがどういう手順でこの評議会に上がってきて、どういうことをこの評議会で行わなければならないのかということ、最初二、三分かけてフォローしたいと思っておりますが、お手元に法科大学院の評価基準規定集というのがございますが、これをちょっとごらんいただきたいと思っております。

この中に、法科大学院の認証評価手続規則というのがございまして、147ページ以下でございますが、下のページ数で153ページというところを開いていただきたいと思っております。第6条異議申立手続以下でございますが、第6条で、評価対象となった法科大学院は評価報告書を受領してから30日以内に財団に対して異議の申立てを行うことができるということで、異議事由はそこに書いてあるものだと、3項に書いてございます。

それで、第7条で別途設けられております異議審査委員会がこの異議申立てを審査して、異議審査書を評議会に提出するというのが7条1項でございます。この異議審査書には、審査の結論及び理由を記載することになっておりまして、異議審査委員会には、必要に応じて自ら再調査を行い、もしくは評価チームに対して再調査を命ずることができる。それから、7条の4項で異議審査委員会には必要に応じて評価対象法科大学院、それから、評価員等からの意見聴取を行うことができる。こういう手順で異議審査報告書となっておりますけれども、実際はそれだと思いますが、異議審査書を作成して、皆さん既に事前配付でお読みいただけたかと思っております。

8条でございますが、（認証評価評議会による異議申立の審理）というふうに書いてございまして、認証評価評議会は、異議審査委員会の作成した異議審査書を踏まえて審理し、以下の各号のいずれかの結論を示して評価対象法科大学院の異議申立ての当否を判断するというので、3つの種類の結論を想定しておりまして、異議が不当だということで却下するか、異議を相当と認めて、認証評価評議会で評価報告書を自ら修正すると。3つ目は、異議を相当として受け入れて、評価委員会に再評価を命じると、この3通りの結論を判断しなければいけない。

2項で、前項3号の再評価、要するに評価委員会に再評価を命ずるという場合には、特段の事情があった場合に限り実施するということがございます。まさにこの評価規則の8条の役割を今日この評議会は担っていると、そういうことだというふうに理解をしております。

手順といたしまして、異議審査委員会の審査書が出ておりますが、その審査の経過等につきまして、異議審査委員会の後藤委員長がお見えでございますので、20分程度をめぐりにご報告をいただければと思っております。その際に見ていただくべき資料は、異議審査書、これは資料の24ですね。そのほか、本日机上配付をしていただいたのはありますか。

【山本事務局長代行】 当日資料配付には早稲田の異議審査の関係のものはございません。ただ、異議審査委員会の議事要旨というものを資料28でお配りしております。それは会議後回収いたします。

【本林議長】 わかりました。これは異議審査委員会自体が非公開ということでござ

いますので、どの委員がどういう発言をしたという特定性は一応排除した上で後藤先生にご了解いただいて、今日、議論のためにとりあえず配付をさせていただいて、後で回収させていただくということで、お配りした資料28、基本的にこの2つを参照すればよろしいでしょうか。あと、早稲田大学法科大学院の評価報告書とか、自己点検・評価報告書とか、そういうのは配付されておりますので、それでは、後藤先生、よろしくお願いいたします。

(省略)

【本林議長】 この点、後藤先生がおられるときに議論した方がいいかどうかという点はあるんですけども、異議審査委員会で、両方の当事者の意見発表とか、質疑等も踏まえた上で、相当深い議論をしていただいている。その結果出てきた審査書の結論があると。これを評議会でどういうふうを受けとめてどう審議するのかという、その関係を先に決めておいた方がいいかなと。そうしないと、議論がどんどん細かいところへ入って行ってしまふといけないので。

確かに、建前上、審査書の当否を判断するという形にはなっていないわけです。審査書を踏まえて、当初の異議の申立ての当否を判断するというのがこの評議会の権限にはなっています。しかし、この異議審査委員会では、法曹のベテランの方と、後藤先生をはじめ学者、現に法科大学院の状況をよくご存知の方で構成されているこの委員会で実質的な論議をした結論として、評価報告書を修正すべき理由はないと判断を出していただいているので。

審査書を踏まえて審議しろというのは、評議会で一から審査し直すというのではなくて、審査書の内容を検討することを通じて、当初の異議の相当性を判断すればいいのではないかということです。従って、実務的には、この審査書で書かれている事実認定だとか、それをどう評価分析して、それを評価基準に当てはめて、結論を出される理由づけというものを含めて、そういったものでご説明を受けた上で相当性について判断する、審査書の内容に、特段、評価報告書を修正するほどの重要な問題があるかないかという、そこを判断して、特にそれがなければ審査書を評議会の判断としてできるだけ採用していくということにしたいと思います。

なぜかといいますと、評価委員会のメンバーは、現地調査をして、何回もチームで議論し全体委員会で議論して、第一審としてはかなり周到な手続をして評価報告書をつくっておられる。それをまた異議審査委員会で議論していただいているということです。その過程について、特段不相当な点、あるいは評価報告書を変更するだけの重要な問題があるかないか、そういう観点で議論したのでいいのではないかなと思います。が、いや、最初から議論していいんだというふうになるのか、その辺を最初に議論しておいた方がいいのかと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

【吉村評議員】 1つだけはっきりしていることは、当評議会がこの評価に関しては、あるいは評価に関する異議申立てについて、全責任を持っているということを踏まえるということが抽象的に書いてあるんです。それがさらに加わってれば、あとはもう具体的に細かい部分…。

どこかで変なことになっちゃって、審査会がおかしいんだとか何とかということは一切我々としては言えないわけですから、当たり前のことですがけれども、評議会はそれほど権限と責任を持って下した結論でございますよと、結論までは動かないかと思えます。変な話かもわかりませんが。

だから、まさに先生もおっしゃったように、書いていることがよっぽど荒唐無稽とか、事実認定に誤りがあるとか、論理的におかしいとかというところがなければ、まずは尊重するというふうにしておかないとうまくいかないんじゃないかという気がするのですけれど。

【片山評議員】 よろしいですか。結論に対して説明責任を誰が果たすかというところですがけれども、それは評議会。ただ、評議会で一から全部やるかという、それはそういう仕組みになっていなくて、審査があつて、それをこの評議会に出していただい

て、その審査の妥当性をチェックして、その上で、評議会が自分のものとしてそれを説明する。そこが一番ポイントになってくるんですね。ですから、事実認定とか、結論とか、規則とか、解釈とか、そういうところに妥当性に欠けるところがなければ、基本的には尊重するべきだと思います。それを前提にしてくるかがいいでしょうか。

【本林議長】 どうぞ。

【片山評議員】 報告書の中で、1ページ、報告書を修正するのは次のような場合に限ると2つ挙げられています。今回のというより一般論なんですけれども、評価基準が妥当ではないのではないかとということが問題になっているとしても、この2つに限ると除外されますので、修正する場合には当たらないということでしょうか。

【後藤異議審査委員長】 はい。そういうふうに理解しております。

【片山評議員】 それは、仮に評価基準が妥当性を欠いていたとしても、細かいことを言わずに通すという考え方なんですか、一般論として。

【後藤異議審査委員長】 私はそういうふうに、意識的に議論したことはありませんけれども、評価基準はいわば法令として、私どもにとっては基準になるものであって、それ自体の当否は判断する対象ではないというふうに理解していますけれども。

【片山評議員】 ただ、司法の世界における、違憲立法審査みたいなものかな。やっぱり評価基準も誤りはあり得るわけで、それを指摘されたときに、すなわち妥当を欠いた評価基準で評価をしたから評価のレベルが低かったということが指摘されているときに、いや、評価基準は金科玉条なんだといって、却下の判断をしたとすると、私は評議員としては説明責任を果たせないのではないかと思うんですよね、自分で。そのところは修正する用意を持っておかないといけないんじゃないでしょうか。

【後藤異議審査委員長】 私どもの理解では、財団が認証評価機関になるときに、評価基準についても、一応いわば審査を受けてそれでよしということで認可をされていると思います。それを評議会ですべて変えるということが可能……。

【本林議長】 まさにこの評議会ですべて変えるというのは最終的にオーソライズしたわけですからね。

【吉村評議員】 でも、金科玉条ではないですよ。

【本林議長】 それはそうです。

【吉村評議員】 要するに、先ほどの評議会の権限の責任でどうしてもその基準がおかしいというときに何も躊躇することはない。そういう意味では、具体的な異議申立てを通じて、異議審査委員会でいろいろ議論なされている中で、この基準はおかしいよ、考え直したほうがいいよということも、僕はちょっと思いつかないけれどもあり得るはないと思うんです。そういうときにどうするかというのは、1つの異議審査委員会の建議システムみたいなやつで事実上、それは真正面からいくと異議事由に当たらないけれども、根っこから考え直さなければいけないんじゃないのというような話はしてもいいんじゃないですかね。そのぐらい開かれた議論をしても。

【本林議長】 この異議審査書の最後のところで、評価基準を将来的に見直すときには、この9-2-3というのをすべての法科大学院に一律に当てはめる必要があるかどうか、検討課題とすべきであるという宿題もちゃんといらっしゃるのでは。

【後藤異議審査委員長】 私も評価基準が間違っているという判断をする権限はないだろうと。

【吉村評議員】 だから、例外的に今私が言ったようなことがあったら……。

【後藤異議審査委員長】 要するに、あくまで解釈の問題。

【吉村評議員】 関係ないけれども、そうだよというようなことは、こちらが言ったっていいんじゃないのというだけの。

【片山評議員】 この世界での実定法でいえば、先生がおっしゃる通りなんです。評価基準はちゃんと適正なプロセスを経て認証されているものですし、評価手続規則6条の3項を見ても、基準の妥当性について異議事由になっていないですから。それが出ても却下対象になってしまう。ただ、今の世の中で無謬性を前提にするというのはいささか心配がある。そういう意味で謙虚な姿勢を持っていることが大事ですので、一般論としてはそのところをもう少し考えておく必要があるのではないのでしょうか。

(省略)

【本林議長】 今、片山委員の提起された評価基準そのものがおかしいんだということについて、異議理由の形式にはどれにも当たらないではないかと。だけど、それを評価基準の絶えざる検証というか、それをよりいいものにしていくというのは、これは最終的に評議会が最終責任を負っているんで、こういう個々の異議申立て、異議審査とこの通じて、幾つか評価基準を修正すべきじゃないかとおぼしき意見がこうやって出てきていると。そういうのをできるだけ迅速に吸い上げて見直しをしていく、そういう心構えを基本的に持つておくということは必要なんだろうと思うんです。

異議理由に入れてしまうと、評価基準がけしからんというのがやたらに出てくるということもあり得ないから、そこはせつかく後藤先生が次の見直しのおきにはという、少しやわらか目に指摘していただいたので、これを評議会としてもご示唆として受けとめて、なお修正を含めて検討していくと、そういう位置づけでよろしいんじゃないかと思うんですけど。

【後藤異議審査委員長】 評価基準が間違っているから、例えば不適合になったんだというような主張は十分あり得ると思うんです。

【本林議長】 そういうことはありますね。

【後藤異議審査委員長】 その場合にどうするかという。私も評価基準の当否自体を判断してもよいというふうに理解してよろしいですか。

【本林議長】 しかし、法科大学院の評価基準としてこういうものがいいということでもこの評議会を決めて、それを文部科学省に出して、それで事実上オーケーをもらっていることもあるわけですから、原則は評価基準を当てはめて使ってどうするという対応をすることは 必要だと思うんです。

(省略)

【大谷評議員】 評価基準についての説明責任は評議会にあるんですか。

【本林議長】 これは評議会なんでしょう、最終的にね。

【由岐事務局長】 評議会です。ですから、仮に評議会がこの規定はおかしいというふうに判断すれば、我々事務局としてはそれに従って文科に再申請を求める努力はします。一方、余計なことかもしれないんですけど、現在多くの法科大学院、これから認証評価を受けようとする法科大学院は、この認証評価基準に従って、ほぼ異議審査条項を設けてもらっているものですから、期待というか、予測可能性を裏切ることもできないというところで、ご判断は評議会にお任せしますけれども、直ちに改正すべきだというご意見がもし大勢を占めれば、そこで我々としてはやらざるを得ないし、やりますというふうにお答えするしかないんです。

【後藤異議審査委員長】 私どもは、例えば駒澤大学の例も考えました。この審査に対応するために、規則をつくられているんだと思います。そうさせておいてこっちで適用しないというのは、それは財団としてはいえないんじゃないかなという判断もございます。

【由岐事務局長】 少しよろしいですか。この規定を設けるときに政策リード規定でもいいですか、答案を返したり、あるいは答案を公表したり、成績について学生が何か意見を申立てているという風潮が大学になかったものですから、そもそも答案を保存するということがなかった大学が多かったものですから、こういう規定を設けてもらうことによって、答案を公表したり答案を残してもらったり、あるいは学生と先生が話し合う機会を設けるということのために有益であるということでこの異議申立手続という形で設けさせてもらって、多くの大学はこれを設けて先ほど言った手続を実践していたいただいております。

早稲田大学もこの後設けたというふうに聞いていますので、いろいろな意味で法科大学院の教育のあり方として、異議申立てとして1つの意義があったのかなというふう

事務局としては考えています。

ただ、後藤先生もご指摘のように、修了認定の際に、改めて設けるかということ、これについてはいろんな意見があるということは事実でございます。私ども、当初、修了認定試験方式が多いのではないかと思ったんですけど、やはり単位積み上げ方式のほうが、つまり個々の単位を積み上げれば卒業というほうが圧倒的に多いという現状がございますので、その辺を踏まえて、評議会でご議論いただくのならば、改めて後でこの点についてご議論いただけたらと考えております。

(省略)

【吉村評議員】 評議会は異議申立に対する結論を出して、それを公表するんでしょう。この異議審査委員会の内容を公表するわけじゃなくて。引用するという形で書くわけでもないですね。

【本林議長】 例えば、評議会が異議審査委員会の内容を全部良いとしたと仮定しますよね。そうすると、これが財団の名前で出ていくということです。

【吉村評議員】 そういうことですね。

【片山評議員】 踏まえてって書いてありますからね、これをバツとして別の結論を評議会が出すならともかく、それを大筋、是とするということ踏まえてということだと、評議会の結論の前提というか、その前段階を踏まえたものを出してくださいと言われても拒否はできない。

(省略)

【新堂理事長】 文書をいろいろいただきましたけれども、どの部分が公表されることになるんでしょうか。

【本林議長】 それは公表の問題なので、後藤先生はもうここで、一応審議は終わりましたので、どうも長時間ありがとうございました。

【後藤異議審査委員長】 どうもありがとうございました。

—後藤異議審査委員長 退席—

【本林議長】 議題の2番目、異議審査手続のあり方というところの議論をする前に、これは最終的に評議会の意見として、ファイナルになったとした場合の今後の公表手続をどうするのかという点について、事務局の方で予定しているのは、例えばどういうことになりましょうか。

【山本事務局長代行】 規則で言いますと、修正評価報告書、評価報告書自体を修正した場合には公表するということが書いてあるんですが、それ以外の、例えば却下する場合、公表するかどうかということは、規則上は書いておりません。ただ、異議申立書も公表されております。これに対して、どういう結論を財団が出したのか、その理由は何なのかということは、当然、公表することになるだろうと思います。

【本林議長】 これは、法科大学院の方の意向を聞かなくても、もうその是非にかかわらず公表はするという理解でいいんでしょうか。

【由岐事務局長】 基本的には評議会の議事録は公開しておりますので、特に、例えば評議会が、これはまずいだろうと言わない限りは公表したいし、公表した方が法科大学院も了解しやすいだろうとは考えています。

【山本事務局長代行】 ちなみに、異議申立書を公開するかどうかについて、早稲田の場合には、事前に公開しますよということは申し上げておりませんでしたので、個別の了解をとって公開させていただきました。今後の評価校につきましては、事前に異議申立てをされる場合、異議申立書も公開されるということを事前に通知しておくというふうにいたしたいと考えております。

【新堂理事長】 評議会の議事録を公開することになれば……。

【本林議長】 議事録は公開するんですか。

【由岐事務局長】 公開しています。

【新堂理事長】 公開するでしょう。

【由岐事務局長】 はい。

【新堂理事長】 そうすると、前提とした異議審査書も出すことになるわけですか。

【由岐事務局長】 そこまでは決めてなかったんですけども、まさに秘密会が異議審査委員会の前提だと、議事録を出すのか、それを公開するのかどうか、まだそこもちょっと議論していただきたいと……。

【新堂理事長】 何の議論しているかわからない、もとの文書がないと。

【山本事務局長代行】 議題は出ますけれども、個別の評価校についての議論については、議事としては非公開になっております。これは評価委員会の議事録も同じです。

【本林議長】 今日のは、まさしく特定校についての議論だから、この議事録は公開しないということ。

【新堂理事長】 公開しない。

【本林議長】 その部分はね。

【片山評議員】 関連するんですけども、財団に対する情報公開請求、そういう手続はあるんですか。

【由岐事務局長】 ないんじゃないですか。

【片山評議員】 それは当事者も、第三者の場合もあると思うんですが、そこは協議されてないんですか。例えば、当事者に関しては、これとこれしか公表しませんよ、相手にはこれしか渡しませんよと、モアインフォメーションを出してくださいということはあり得ると思うんですね。それをどうしますかというのは、やっぱりどこかで準備しておいた方がいいと思うんですけど。

【新堂理事長】 さしあたり早稲田、審査報告書を見せてくれという可能性はあるね。

【片山評議員】 あると思いますね。

【新堂理事長】 それは秘密と言うかどうか……。

【片山評議員】 財団法人の情報公開のあり方というのが、以前と変わってきているんです。特に、官庁系統の財団法人ってありますね。あれが官庁につられて情報公開をしているんです。ここは官庁系統じゃありませんから一概には言えませんが、一般にはかなり、情報公開の仕組みが整備されている。

【新堂理事長】 財団全体としての個人情報の取り扱いというのは、何かルールがあるんですね。

【由岐事務局長】 個人情報は、財団全体ではありますけど、大学とか、そういう関係では……。

【新堂理事長】 情報公開に向けて、どこまでやるか。

【由岐事務局長】 異議審査委員会は、諮問機関という形で、最終的な結論は評議会が出す。そうすると、その諮問過程まで全部出すのかどうかということは、まさにご議論いただきたいところでございます。

結論として、おそらく評議会の結論は、これは公開するんだらうと。ただ、その中でいろいろな議論が出たときに、その審議過程をすべて公開すべきかどうか。異議審査委員会の意見というのは、先ほど異議審査書は、評議会の結論を出すための諮問機関の意見であるという位置づけだと、ここまで公開するのかどうかということについても、やっぱり先生方にご議論をいただきたいと思います。

【吉村評議員】 諮問機関の意見であるということが非公開の理由にはならないですね。それは、実質的な理由がなければいけない。情報公開法の5条各号に書いてあるようなものは実質的には緩いんですね。そうすると、かつかつ入れると、かつかつじゃないな、入れるとすれば、この種の異議審査会の議論が、このままぼつと出れば、審議に基づく活発な議論がそのまま聞かれる。あの先生、こんなことばかり言っていると。

【由岐事務局長】 活発な議論のほうがありがたいです。

【吉村評議員】 おそらく、そういう理屈くらいしかないんじゃないですか。

【新堂理事長】 そうでしょうね。

【本林議長】 異議審査委員会のメンバーがご議論して、この審査書をつくられる過程で、それが、要求があれば公開されるという予定をして、そういう想定でつくられたのかどうかというところは、ちょっとわからないでしょう。万が一はそういうことがあり得るべしということをつくっていただいているという。

【由岐事務局長】 ちょっとその辺については、正直申し上げて議論していなかったんで。

【片山評議員】 財団法人がどこまで世間に対する分析を出すかというのは、日本では確立されていないんです。公益法人は、民間企業と同じでいいかということ、そうもいえない。官庁みたいな、税金で支えられている機関のように情報公開したりするかということ、そうでもない。その判断基準というのは必ずしもないんです。ただ、さっき言いましたように、同じ財団法人の形式をとっているけれども実質上官庁支配の財団法人は、公開手続をしています。

あとは、この評議会で説明責任を果たすためにどこまで公開するかという判断ですね。隠すことによって、説明責任能力が疑われるのなら、これは問題になる。その判断があります。少なくとも、私は早稲田に対しては、今日の後藤先生の提出されたものぐらいは公開しないと、説明責任を問われると考えます。

【新堂理事長】 そうですね。踏まえてと書いてありますから。

【片山評議員】 第三者に対してどうかということは、別にあるんですけどね。

【本林議長】 それはまたちょっと別だね。

【由岐事務局長】 そういうふうにご決定いただければ、我々としてはそれに従って。

【本林議長】 どうですか。

【阿部評議員】 そうすると、柏木委員長は全部出すんですか。

【本林議長】 いや、そうじゃなくて、この異議審査書を出す、報告書の最後のファイナルのところ。

【阿部評議員】 論じたものをすべて出すという話。

【本林議長】 この異議審査委員会の最終的な、今日の、踏まえてというもになった、このことを今議論しているんですけども、資料24。

【片山評議員】 それは別です。

【本林議長】 それは別ですね。

【新堂理事長】 早稲田にだけということね。

【本林議長】 もちろん早稲田にだけ。異議を申立てた法科大学院に対してだけ。

【阿部評議員】 それは要請があった場合に。

【本林議長】 そう、要請があった場合。

【阿部評議員】 自ら進んでやるのか。要請があった場合なのか。

【本林議長】 要請があった場合でしょう。この評議会のものは、これはファイナルで公表するんでしょう。なお、早稲田のほうで異議審査会の審査書を踏まえてここは議論しているはずだから、その踏まえたもとの異議審査委員会の審査書を見せてほしいという早稲田からの要望があったときには、早稲田に対してどう対処するかという問題ですね。

【由岐事務局長】 はい。

【本林議長】 公表、一般じゃなくてということね。

【片山評議員】 早稲田は、そこで弁明されているでしょう。違いますか。

【本林議長】 鎌田先生が出てこられて、一応自分たちの主張を述べられている、文書も出ると。

【片山評議員】 それがあったということは、早稲田の方からは要求されるでしょうね。

【本林議長】 それではこの評議会の基本的な考え方については、そういうふうにさせていただきます。

【由岐事務局長】 わかりました。確認させていただきますけれども、評議会の意見については、第三者及び早稲田に対して、通知して公開します。その異議審査書等につ

いて、早稲田から請求があった場合に、早稲田に公開する。第三者への公開は予定しないということによろしいでしょうか。

【本林議長】 そうですね、そういう形で。

時間が過ぎていますが、異議審査手続のあり方について、今日、評価基準の見直し云々という、それをどうするかという議論もありましたけれども、今日どうしましょうか、議論、次回でもいいですか。

【山本事務局長代行】 今回、簡単に問題提起だけ。

【本林議長】 そうですか、じゃ、それだけ伺って、次回までに考えてきてください。

【山本事務局長代行】 資料の29でございます。今回、異議審査委員会の審査結果を踏まえて、評議会で評価を修正するかどうかを議論するという最初の機会でございます。これから、ほかの法科大学院にどんどん出ていくといったことに向けて、制度の未整備な点、あるいは方向転換を、あるいは別の道を考えるのであれば、こういうことを考える必要があるのかという点をまとめたペーパーでございます。

1つ目は、異議審査委員会の位置づけでございますが、今はいわゆる評議会の諮問機関的な位置づけとなっております。最終決定は評議会が行う。こうしました理由は、以下のとおりです。

評価基準の解釈などを踏まえた最終的な判断権は、やはり認証評価評議会が行うのが適切であろうと。そもそも評価基準を制定した機関であり、一般有識者も構成員に入っている。これに対して異議審査委員会は、大学関係者、法曹のみでありまして、最終的な決断をする体制になっていないのではないのかという考え方でございます。

というアイデアでつくられておるんですけども、そうしますと問題が1つ出てきます。評議会の開催回数が増える。現在、通常会が年1回、それプラス1回で、年2回の構成でございましたが、これが少なくとも3回は必要になる。具体的には、1月、7月に異議申立てに対する審査会を設けまして、そのほかに通常会がございます。5月にやるということになります。

それから、評価校が現在2校でございましたが、これが半期に4校、7校と増えていきます。異議がどのくらい出るかわからないですけども、より審査事項が増えることをどう見るかという点はございます。

これに対する方策としましては、異議審査委員会で最終的な判断を行うという方法で制度変更を行うかどうかということが検討課題であろうとは思っています。関連規程を一言変更いたしました、あるいは異議審査委員会の構成員を一般有識者も含めた、最終判断できる体制にしていくということが検討課題とはなろうと思っております。以上が基本的な制度設計の点でございます。

2つ目は審査手続でございまして、決議要件は特段の定めがない限り、出席評議員の過半数決議、可否同数の場合は議長となっておりますけれども、このままで特によろしいかどうか。それから、利害関係のある評議員の審議及び議決権の参加、これも規定はございません。この場合、審議も議決にも参加しないということによろしいかどうか。さらに、そうする場合の利害関係人の範囲をどう定めるか。例えば、過去5年間に対象大学に在籍したことのある場合はどうか、あるいは、対象法科大学院の出身者はと、将来の課題でございますけれども、ここは整理しておく必要があると思っております。

ちなみに、今回、早稲田大学の異議が対象になったわけでございますが、千種評議員は早稲田大学の外部委員会の委員をされておりますので、今回、事実上、欠席しておられますけれども、今後のいろんな法科大学院の異議審査をする場合に、どうするかということ整理しておく必要があると思っております。

それからもう一つ、審理の進め方でございますが、特に規定はございません。今回、異議審査委員会の委員長に説明いただいたわけですけども、そういうことをやるのかどうか、あるいは、もう少しほかの関係者を呼ぶというのがあるのか。これは具体的な議案及び異議の内容に応じて、議長の議事運営にゆだねるという格好でよろしいのかどうかということでございます。

それから3点目は、異議決定書の記載、議決書の内容でございます。結論としまして

は異議相当でないので却下，異議を相当と認め，評価報告書を以下のとおり修正する，あるいは以下を前提に再評価命令を評価委員会に対して行う，この3つが規則上，用意されておりませけれども，それに対する理由を必要に応じ適宜記載ということによろしいかどうかという点でございます。今回は，異議審査書をベースにしたので，詳細なものになるということでございますが，今後もそういう格好でやってもらうということでございます。

最後に，公表の点でございます。異議申立書は公表。それから，先ほどありました異議審査委員会の異議審査書は，一般公表ということではなくて，早稲田，評価対象校からリクエストがあれば公表する。評価対象校が公開する，公表するということであれば，それでいいという格好にするかどうか。それから，異議申立書に対応する評価委員会の答弁書というものが，異議審査委員会に出ておりますけれども，これは公表するのかどうかという点も，議論の対象にはなろうかと思えます。

ご参考までに，ほかの評価機関が異議申立手続をどのように準備しておるかということも，資料30にまとめてございます。

大きく分けまして，評価報告書決定公表前の異議といいますか，意見申立てと，それから，評価報告書が公表された後の異議申立てがございます。資料30の表の上部分が評価報告書決定前，いわゆる公表前の手続でございます。下の部分は公表後のものがございます。当財団は，公表前後問わず，両方異議申立手続を設けております。大学評価・学位授与機構は，公表前の異議手続，あるいは意見申立手続のみでございます。大学基準協会は公表の前後に手続を設けておりますけれども，いずれも事実誤認のみでございます。

当財団の手続の特徴は，評価の公表の前後問わず，評価結果そのものについても異議申立てを認めているところでございます。事実についても，あるいは評価判断についても，広く異議が出せるということでございます。

以上でございます。

【片山評議員】 これは，今日決めるんですか。

【本林議長】 いや，今日はもう，ちょっと時間が。

【片山評議員】 ちょっと質問だけいいですか。

【本林議長】 どうぞ。

【片山評議員】 今のご説明で，最初の位置づけのところなんですが，異議審査委員会を最終決定の機関として位置づけた場合に，そこで終わるんですか。そこで終わるのか，それとも再審というか，不服審査等，評議会に上がってくるのでしょうか。今は諮問機関ですよね。それを，今度，決定機関にするときには，最終決定機関にするのか，それとも……。

【山本事務局長代行】 最終決定機関です。

【片山評議員】 もう一つ，第一段階の決定機関にするという手もあります。というのは，今は後藤さんのは決定じゃないんですね。ただの諮問，報告ですから。それを受けて，最初の決定するのが当評議会でしょう。じゃなくて，最初に審査会で決定する，それに異議があればこっち。

【山本事務局長代行】 再不服みたいなものですか。

【片山評議員】 不服審査，そういうやり方もある。そのほうが，ある程度さげける。

【山本事務局長代行】 すいません，それは評価委員会で第1審をやって，異議審査委員会で第2審，控訴審をやって，その結論を示し，さらに異議があれば……。

【片山評議員】 そう，最初から三審制なのですね。

それからもう一つは，利害関係の範囲というところの，ここにいます対象法科大学院の出身者とか，在籍していたかとか，あと非常勤講師でここに行っている人がいますね。それから……。

【本林議長】 講師は在籍をしているという扱いになると考えているんですか。

【由岐事務局長】 これもまだ未経験なんですけれども，講師も利害関係があると言えばある方に入れられる，そこを固めていただきたいという趣旨でございます。

【片山評議員】 その辺は議論するところ。もう一つは、例えば非友好的というかライバル関係にある大学。早稲田に対して、私は慶應ですのではどうかと。そういうのも。

【由岐事務局長】 そこまで広げてしまうと、だれもいなくなってしまう。

【片山評議員】 でも、自ずからあるんですよね、非友好的というか、ライバル関係。

【山本事務局長代行】 ちなみに評価委員会の審議におきましては、非常勤講師も含めまして、当該法科大学院の関係者は全部除外しております。ただ、非友好的な場合は、基本的には参加すると。ただし、評価チームで訪れる場合に、非友好的というか、極めて近いライバル関係にある評価員は、できるだけ除くという形をとっております。

【大谷評議員】 法科大学院関係者はすべて全部非友好的？

【片山評議員】 それから、これは終わりの問題ですけども、3番目の異議審査に対する決定は、却下か修正か、再評価を命ずるということになってはいますが、通常、却下といえれば原告適格がない場合などに使うものですから。門前払いですね。だから、棄却ではないですか。

【山本事務局長代行】 その点、棄却ということであろうと思われるんですが、最初の制定の際に「却下」という言葉を使ってしまったものですから。

【片山評議員】 「棄却」も含めて使っているんですね。

【由岐事務局長】 どちらかという、決定というような意識があって、理由は書かないときもあるだろうということで、大きく「却下」でいいんじゃないかという意見が当初ありました。ただ、言葉の問題でしたら、もし直せというなら、それは。ただ、これは必ずしも理由を付して却下でも問題はないとは思いますが。

【山本事務局長代行】 ちなみに、いわゆる却下という門前払いとなる理由は、極力減らす、異議があればできるだけ答えていくというアイデアで異議理由を付して。

【新堂理事長】 ただ、却下とか棄却なんて言わないで、異議は相当と認めないという言い方のほうが、やわらかくていいような気がするけどね。

【本林議長】 実質、却下になっていけば、表現は今、新堂先生おっしゃったようなものでもいいんじゃないかなという気もしますね。

【吉村評議員】 情報公開審査会は、いろいろ議論して、こんな言葉は使わないとか、そういうことを。

【本林議長】 却下という言葉を使わない。

【吉村評議員】 はい。

【由岐事務局長】 後藤先生の意見書もそうになっています。

【本林議長】 そうだね。

【吉村評議員】 何々を不開示とする決定は妥当である。

【由岐事務局長】 説明はご報告いただいています。

【本林議長】 利害関係の点については評価委員会のほうで、具体的に例えばどんな基準をつくっているのかというのは、情報として出していただいて。

【由岐事務局長】 次回。

【本林議長】 それで、一番大きい問題は、今日やったように、異議審査委員会が諮問機関として一応の判断をしていただいたものを素材としてこの評議会で、もう一度それを検討するという、今日のような方式を維持するのがいいのか、それとも異議審査委員会というところがかなり実質論議をするので、そこを基本的にはファイナルにして、余程のことだけ不服申立てとして上がってくるというふうにするか、その辺が制度的な設計の上で大きな問題点かと思うんです。

今日、やってみて、皆さん、いろいろご感想があるかと思しますので、次回、この点について、ちょっと議論をさせていただくことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

すみません、大分時間が超過いたしましたけれども、次回はどうでしょうか。

(省略)

【本林議長】 では、今日はこれで終わらせていただきます。この取扱注意のこれは置いていっていただくということで、よろしくをお願いします。

【由岐事務局長】 どうもありがとうございました。